



平成21年12月
発行 春日部市
総合政策部政策課

第4号

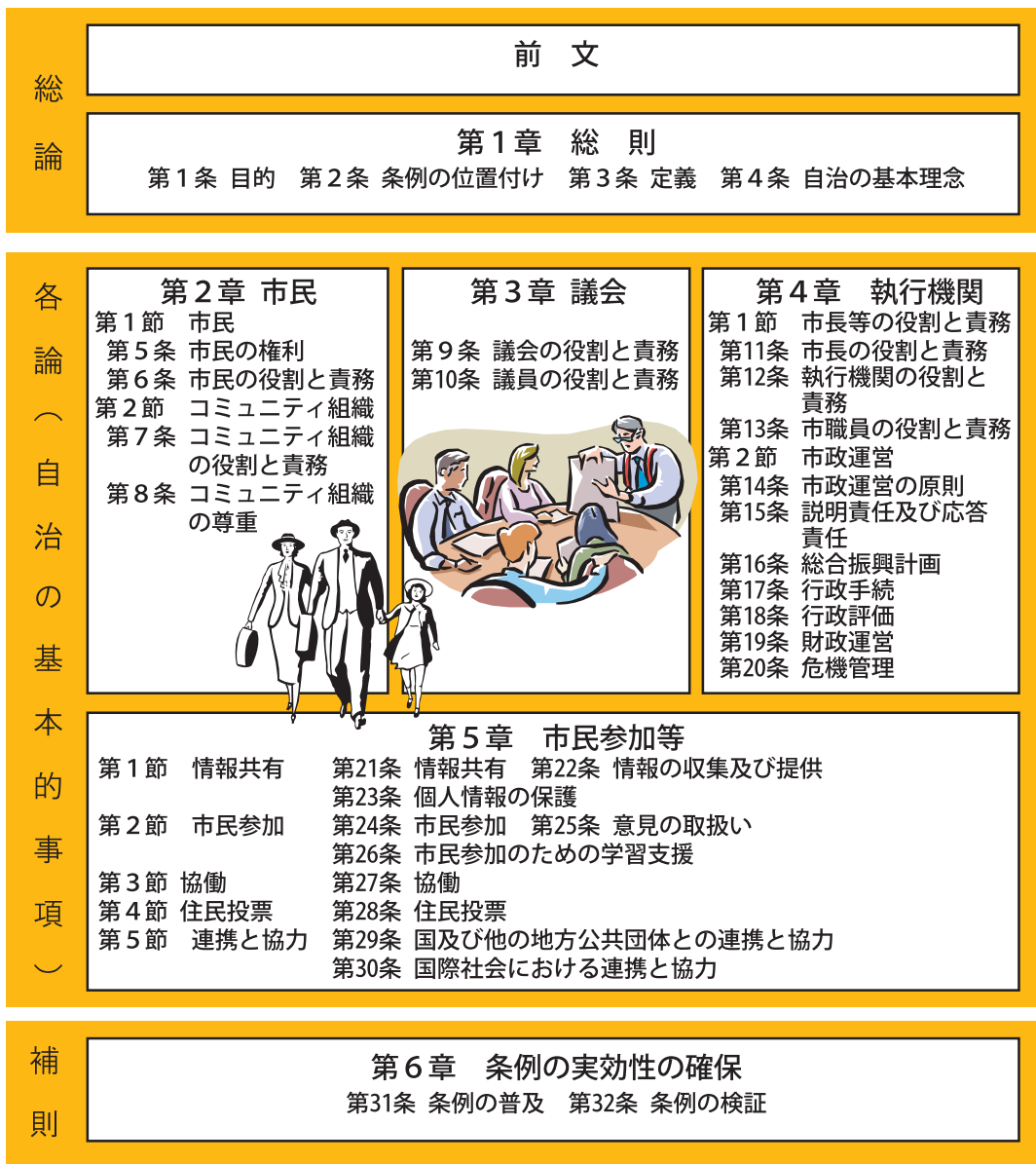
お問い合わせは、
こちらまで。
◇郵便 〒344-8577
春日部市中央6-2
◇電話 048-736-1111
(内線2115)
◇FAX 048-734-3846

春日部市 自治基本 条例 かわら版

春日部のまちをつくるルールができました！

春日部市自治基本条例が平成21年12月市議会にて可決

春日部市自治基本条例 構成図



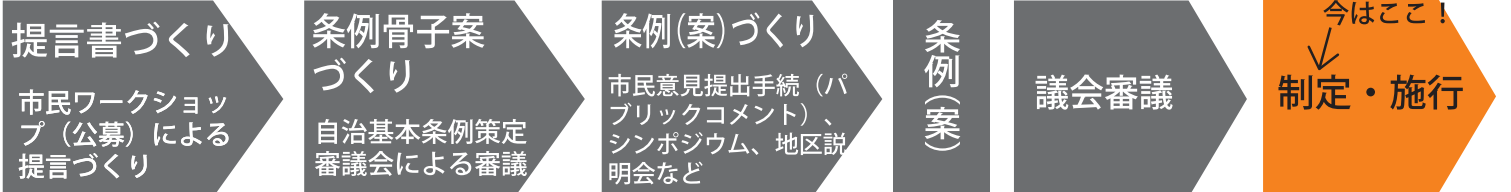
共に考え
共に協力し
共に行動する
まちづくりの推進

◆平成22年4月1日施行に向けて
これからのスタート

春日部市では、平成21年9月1日からの30日間、春日部市自治基本条例(案)に対する市民意見提出手続(パブリックコメント)や地区説明会を実施しました。市民の皆さんの意見を反映し、修正した春日部市自治基本条例が、

12月の市議会定例会で可決・制定されました。

これに先立ち開催された、春日部市自治基本条例策定審議会第7回会議では、委員の皆様から「条例づくりはゴールではなく、これからがスタート。自治基本条例ができて、春日部市は変わつたな、と言われるよう、自治の推進に貢献したい」とのご意見を頂きました。



◆市民の皆さんからのご意見を紹介します

春日部市自治基本条例案について行った市民意見提出手続（パブリックコメント）では、18名の市民の皆さんから、計71件の意見を頂きました。また、あわせておこなった地区説明会では、約80名の市民の皆さんが参加され、様々な意見交換を行いました。ここでは、市民意見提出手続（パブリックコメント）でいただいたご意見の概略をご紹介します。

<条例案について>

- ・市の定義を「議会及び市長等」としているが、広義では、市民も市に含まれる考え方もある。市を「議会と行政」と定義すると市の定義を狭めてしまうので、定義しないほうが良い。
- ・市と市民の協働だけでなく、あらゆる主体間の参加と協働が想定されることを踏まえて「協働」を定義されたい。
- ・市民が市政に参加する権利について、この条例は市民参加推進条例ではなく自治基本条例であるため、きちんと「市の施策の立案から決定、実施、評価までのすべての段階において参加する権利があります。」と規定すべき。
- ・市民の責務とは、自らがまちの運営の主体であることを認識することだ。
- ・世代交代に向けての子どもの健全育成、国際交流に向けて外国人への配慮と支援は、市民の大きな役割である。
- ・コミュニティ活動を通じての活動こそがまちづくりの大きな要素である。
- ・住民の選挙によって選ばれた市長と、執行機関の責務は分けたほうが良い。

- ・議会は、議員同士の十分な討議をしてほしい。
- ・毎年度の財政状況について「市民に分りやすく公表」することは不可欠だと思う。
- ・説明責任及び応答責任について「迅速かつ的確に対応するよう努めます。」とあるが「どのように施策に反映されたのかの検討過程を明らかに応答」など具体的な表現にすべきだ。
- ・行政評価については、「市民や客観的な視点からの行政評価を受ける」など、第三者の視点が必要だ。
- ・制定・施行の一定期間経過後には、見直しを検討するようにしておきたい。この条例が春日部市の自治の推進における最高規範と位置付けているのであるから、これからの条例づくりの前提となってほしい。

<今後の予定・運用について>

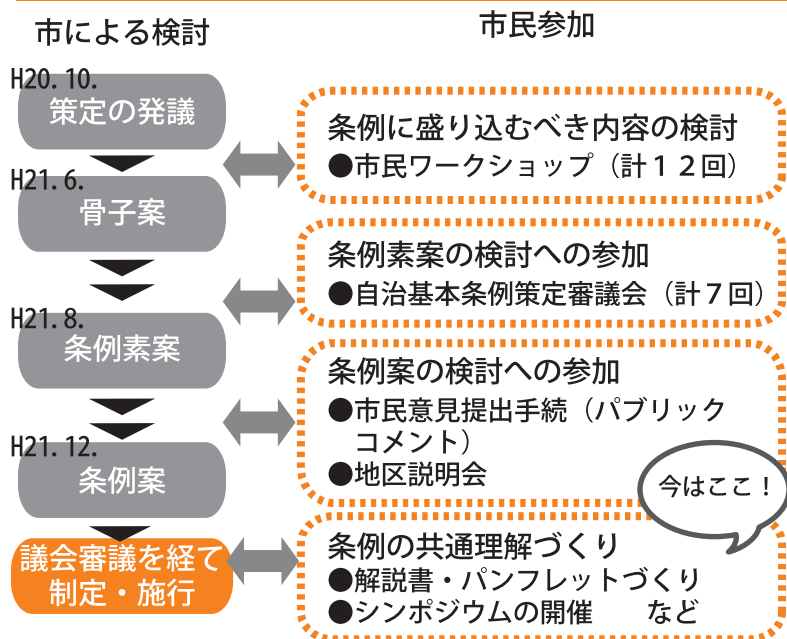
- ・施行前にPRを充分やってほしい。
- ・市民に知らせる工夫を凝らしてほしい。



地区説明会の様子



検討の進め方



シンポジウム

- ・平成20年11月2日 シンポジウム「市民参加の推進と自治基本条例」教育センターにて

市民ワークショップ

- | | |
|------------------|--------------|
| ・第1回 平成20年10月26日 | ・第7回 3月1日 |
| ・第2回 11月16日 | ・第8回 3月15日 |
| ・第3回 12月7日 | ・第9回 4月5日 |
| ・第4回 平成21年1月18日 | ・第10回 4月19日 |
| ・第5回 2月1日 | ・第11回 5月24日 |
| ・第6回 2月15日 | ・第12回 11月19日 |

審議会

- | | |
|------------------|-------------|
| ・第1回 平成20年12月17日 | ・第5回 7月8日 |
| ・第2回 平成21年2月3日 | ・第6回 8月20日 |
| ・第3回 5月13日 | ・第7回 11月18日 |
| ・第4回 6月24日 | |

地区説明会

- ・平成21年9月5日（2会場）
- ・9月6日（2会場）

お問い合わせは、春日部市総合政策部政策課まで。

郵便 〒344-8577 春日部市中央6-2 電話 048-736-1111（内線2115） FAX 048-734-3846